

（学年協議会、地区協議会）

第23条 学年に共通な事項を協議するため、各学年に学級長による学年協議会を構成します。

地区に共通な事項を協議するため、地区長による地区協議会を構成します。

（選挙管理委員会）

第24条 選挙管理委員会は、学年長と地区長で構成し、次年度の役員等選出の管理を行います。

（役員選考委員会）

第25条 役員選考委員会は、総務、学年長及び地区長で構成し、次年度総務及び監査の適任者を選考し、次年度学級委員総会に推薦します。

（規約管理委員会）

第26条 規約管理委員会は、総務、学年長及び地区長で構成し、本会の規約及び細則の検討と、研究及び保全管理を行います。

（特別委員会）

第27条 特別委員会は、会長の諮問により必要とした場合、総務と若干名の理事及び会長が委嘱した者で構成し、本会の運営企画の原案を作成します。

（会議の成立と議決）

第28条 本会の会議の成立と議決は、次の条件が必要です。

1. 会議の成立は会議構成人員の過半数の出席とします。
但し、委任状は出席とします。
2. 議決の承認決定は、出席者の過半数の賛成とします。

第7章 会 計

（経費）

第29条 本会の経費は、通常会費、寄付金及びその他の収入によってまかないます。

（会費）

第30条 通常会費は、一児童を単位として、一定額を定めた日に徴収します。

（会費の返済）

第31条 前条に決められた会費の払い戻しは致しません。